

【1986年2月20日】老人保健法の加入者按分率引上げ反対の意見

日本経営者団体連盟

昭和61年2月20日

老人保健法の加入者按分率引上げ反対の意見

日本経営者団体連盟

会長 大槻文平

今般、政府は老人保健法の改正案を国会に提出した。加入者按分率については、現行44.7%を100%(昭和61年度中は80%)にするという内容になっているが、我々は、この加入者按分率引上げには反対であり、現行老人保健法の本則通り50%とすべきであると考え

る。  
なお、加入者按分率の問題にとどまらず、老人保健制度そのものについて種々の観点から、全般的な見直しをされ、真に揺るぎない制度を確立されるよう強く要望する。

- 1 政府の改正案については、各医療保険制度に同じ割合の老人がいると想定して各制度が全制度平均の老人加入率6.9%で老人医療費拠出金を算定すれば、「各保険者の老人加入率の違いからくる不公平」は完全に是正されるという考え方が前提になっている。しかし、国民健康保険制度の老人医療費拠出金には、実質55%の国庫補助が行なわれており、保険料として負担している部分は45%にしかすぎない。したがって今回の改正により国民健康保険制度がその保険料で負担することとなる老人加入率は、3%相当分ではないのである。しかるに、被用者保険、たとえば組合健保は老人医療費拠出金の全額を保険料のみで負担している。このため改正案によって組合健保が全制度平均の老人加入率6.9%で老人医療費を拠出することとなれば、却って制度間には負担の著しい不公平が生じることになる。
- 2 さらに、老人保健法施行後現在までに、各制度の老人加入率は61年度現在、国民健康保険12.5%(58年度11.01%)、政管健保4.25%(同4.10%)、組合健保2.94%(同2.79%)、共済組合3.93%(同3.75%)となっており、加入者按分率を急激に引上げなければならぬような諸事情、諸条件の変化があったとは考えられず、法律の制定の経緯からいっても、加入者按分率は本則の50%に据え置くべきである。

- 3 老人保健制度において加入者按分率が 100%になれば、たとえば組合健保の拠出金額は昭和 60 年度 4,150 億円から昭和 65 年度 1 兆 650 億円に急増すると見込まれる結果、政管健保の保険料率 1000 分の 84 を上回る保険料率の組合健保が全組合健保(1722 組合)の 84.6%にも達すると推測される。老人保健制度の財政調整の重圧による負担の急増は、財政基盤の崩壊を招き、組合健保の保険制度たる意義と民間活力の一つの象徴としての立場とを喪失させることを意味する以外の何ものでもない。
  
- 4 一方、国民健康保険においては保険料の未徴収額が単年度で約 1000 億円にも達すると推測され、医療費チェックが十分になされていない等収支両面にわたっての放漫さが指摘されている。このような現状を放置して、国民健康保険の収支事情を理由に、真面目に医療費問題に取り組んでいる組合健保からの財政援助を強制することは許されない。